

令和8年度事業計画書

自 令和8年4月 1日
至 令和9年3月31日

令和8年度を迎えた現在、中東地域の不安定化は原油価格の上昇やエネルギー供給不安を通じて世界経済に大きな影響を及ぼしています。米国の第二次トランプ政権が掲げる保護主義的な経済政策や関税問題、ウクライナ・ガザ情勢の長期化、加えてイランへの攻撃も開始され、我が国の物価や景況感にも深刻な影響が及んでおります。国内においても、物価高騰と深刻な労働力不足、多様化する働き方への対応は、避けて通れない経営課題となりました。

このような状況の下、第9次社会保険労務士法改正により、社会保険労務士（以下「社労士」という。）は「使命を託された存在」として、激動の時代において社会へより大きな価値を創出する役割を担うことが期待されています。全国社会保険労務士会連合会（以下「連合会」という。）は、本年度、社労士制度を進化させる「I 進める」、社会的信頼を堅持する「II 守る」、組織基盤を強化する「III 固める」の三分野を掲げ、社労士の職能向上と社会的使命の実現を推進しております。

埼玉県社会保険労務士会（以下「本会」という。）は、連合会と緊密に連携しつつ、少子高齢化や人手不足が進む中小企業・小規模事業者に対し、人材の確保・育成・定着を支える社労士の役割を一層発揮できるよう取り組んでまいります。事業の継続性を確保するため、諸規程等の変更を行い、本会の組織基盤を強化するとともに、各種委員会による研修、働き方改革推進支援センターへの協力、治療と仕事の両立支援の体制整備、総合労働相談所・年金相談センター及び社労士会労働紛争解決センター埼玉の運営、学校教育への出前講座や労働条件審査をはじめとする社会貢献事業、各種広報事業を通じて、地域社会・行政・企業との連携を一層深めてまいります。

本会は、物価高や人手不足に直面する県内中小企業の「働きがい改革」を推進し、職場環境の整備を通じて定着率向上と事業発展を支援します。「一社に一人、社労士がいる時代」の実現に向け、「県内63首長との面談」を継続し、行政における制度理解と専門家活用を促進することで、経営者が本業に専念できる強靱な地域経済を築きます。また、AI時代においても「選ばれ続ける専門家」として、対面での対話を重んじ、品位と資質の向上に邁進します。国民から真に信頼される「誇り高き社労士」として、地域社会に貢献するため次の諸事業を実施します。

(総務委員会)

1. 組織が安定的かつ円滑に機能することを目的として、引き続き会則及び諸規程の確認及び改正を行う。また、事務局の防犯対策に関する検討（訓練等含む）、会員・職員が快適に使用できる事務局及び会議室等の環境整備、情報漏洩・不正行為・迷惑行為を未然に防ぐハード・ソフト面におけるセキュリティ体制の整備、職員を対象とした研修を実施する。また、AED取扱い及び心肺蘇生法（CPR）の講習会受講等、災害や緊急事態への迅速な対応について、引き続き必要な検討・対策を行う。

(財務委員会)

2. 正確かつ会員に信頼される適正な会計処理を迅速に行い、財務の健全化を目指す。会費の重要性に鑑み、全額を納入期限までに収納するよう努める。中期的な視野で財政健全化を推進し、一般会計においては管理費・事業費等の費用対効果を注視する。また、収益事業特別会計の収支悪化の際の対応を検討する。

(事業委員会)

3. 企業を取り巻く環境や労働政策の変化を的確に捉え、社労士に求められる人事労務管理についての研修を行う。昨年に引き続き「人を大切にする社会」の実現を支援するための社労士会セミナーや、職業倫理の徹底、品位の保持及び社労士としての在り方の再認識のため、倫理研修、その他研修を実施する。

(広報委員会)

4. 広く社労士の認知度を上げるため、従来から行っている「社労士の日」の埼玉新聞一面広告掲載や、社労士制度推進月間における地域イベントでの広報ノベルティグッズ配布など、働く人をはじめとする国民に対する広報活動と、県内商工会議所・商工会会報誌への折込チラシの同封などを通じた県内中小企業事業主や人事・総務担当者に対する広報活動を展開する。また、入会前の社労士試験合格者や大学生などへのPR活動も行っていく。
会員向け広報活動の中心である会報については、会員の利便性向上及び迅速かつ効率的な情報発信につながるデジタル化について検討していく。
SNSを活用した広報活動についても可能性を検討していく。

(厚生委員会)

5. 厚生事業として、ソフトボール、ゴルフ、ボウリングの3種目のスポーツ大会及びハイキングを行うことを予定し、行事を通じての会員の健康増進に寄与すると共に、会員、支部相互の親睦と交流の機会を提供する。会員の福利厚生の実現と本会の業務運営への関心・理解を深め、組織力の強化に寄与する。

(業務監察委員会)

6. 連合会と連携し、会員による不適切情報発信に対し指導を通して職業倫理の理解の徹底を図る。また社労士以外による業務侵害を調査し、注意、警告等適切な対応を講ず

る。倫理研修未受講者に関し、倫理研修規程の定めに従い対応する。

(社労士会労働紛争解決センター埼玉)

7. 民間型ADR機関「社労士会労働紛争解決センター埼玉」（以下「ADRセンター」という。）の体制強化を継続して行い、総合労働相談所・年金相談センターとの連携を図りながら、取扱い実績の増加を目指し、広報活動の活性化、あっせん委員候補者の研修などを実施する。

(情報セキュリティ推進委員会)

8. DX化が加速度的に進む中、社労士の価値がさらに高まるようAIを含めた人事・労務DXの研修会、会員事務所のセキュリティ強化を図るSRPⅡの取得研修会を行う。また、行政との意見交換会、デジタル化推進相談員研修や各支部へのデジタル研修助成も継続して実施する。

(総合労働相談所・年金相談センター運営委員会)

9. 毎週水曜日、相談員による労働相談・年金相談を実施する。
相談員に対し、年3回の実務研修を実施する。また、研修会欠席者に対してはビデオ補講を行い、相談員の能力担保を行う。
ADRセンターとの連携を強化し、ワンストップサービスによる迅速な問題解決手段を利用者に提供する。
令和7年度中に受けた相談事例を編纂して本会ホームページに掲載し、会員に対して相談・対応の共有を図る。

(自主研究部会運営委員会)

10. 自主研究部会へ協力・助成を行うとともに、本会ホームページ及び会報にて各部会の紹介を掲載し、自主研究部会参加者の増加を推進する。「第44回自主研究発表会」を開催し、県内外の多くの会員に向けて自主研究部会における研究成果の発表を行う。「令和8年度関東甲信越地域協議会労務管理地方研修会」への参加勧奨を行う。埼玉県中小企業団体中央会発行の会報『商工埼玉』に寄稿する。

(受託事業委員会)

11. 現在受託している事業の継続及び再度の応札支援、新たに本会が受託を検討する地方公共団体・行政機関等の応札に付随する業務を行う。また、受託事業の運営を支援し、引き続き行政機関との情報共有、連携強化を図る。

(社会貢献委員会)

12. 学校教育推進小委員会においては、前年度にご依頼いただいた学校で継続して出前講座を行わせていただくよう案内するとともに、新たなご依頼をいただくため埼玉県教育局や教育委員会を通じて各学校へ案内の配布を年度初めに行う等、引き続き周知活

動に力を入れる。また、講師育成のための研修を実施する。

労働条件審査運営小委員会においては、令和7年度に受託した埼玉県指定管理施設所管課職員向け研修会を継続して受託できる体制を整え、引き続き自治体への推進活動に尽力するとともに、労働条件審査が円滑に実施できるよう組織の強化を図る。

(事業開発委員会)

13. 人材の確保・育成対策が重点事項とされる分野に関する会員向け研修として、医療労務管理等に関する研修会、保育労務管理研修会、保育労務監査員・保育労務管理小委員会委員向け研修会、治療と仕事の両立支援研修会を開催し、専門家の育成を行うと共に各分野における最新情報の伝達を行う。引き続き、医療分野及び保育分野向けコールバック事業、埼玉県と連携した保育施設等へのアドバイザー派遣の実施、連合会が受託した企業主導型保育施設への労務監査事業を継続実施、各団体への講師派遣等、労務管理の専門家たる社労士の認知度向上、事業所関与率向上に取り組む。各分野において各関係機関への連携・周知や広報活動を実施し、当該分野における社労士の認知度と関与率の向上を図る。また、連合会が重点項目として取り組む事項に関して研修会を開催し、会員への最新情報伝達等を図る。新たに治療と仕事の両立支援分野のコールバック事業を実施し、他分野と合わせて本会ホームページを活用しての事業周知を行う。

(その他事業)

14. 日本年金機構からの委託業務である「街角の年金相談センター大宮・草加、川越オフィス」の安定的な運営を継続して行い、広く相談に応じ、年金への不安の解消に努める。また、年金事務所における年金相談窓口等の運營業務においても社労士の経験と技量を活かして相談者への良き相談員となれるよう支援に努める。
15. 全国健康保険協会埼玉支部と連携を図り、企業の健康づくりの普及を目指す。
16. 社会保険労務士四団体(本会、埼玉県社会保険労務士政治連盟、埼玉SR経営労務センター、埼玉県社会保険労務士協同組合)間の連携を図り、社労士業務及び制度のPRと業務拡大を図る。
17. 一般社団法人社労士成年後見センター埼玉との連絡調整を実施する。
18. 行政等からの委託事業に協力する組織体制を確立し、社労士の認知度向上・社労士制度の更なる発展を目指す。

以上の各種委員会活動等を含め、次の諸事業を展開していくこととします。